毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

目 次

○計量器の定期検査を実施する件

○土地改良区の定款の変更を認可した件

○保安林の指定をする予定である旨通知があった件二件

○保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする森林所○保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件二件 有者等の所在が不分明であるため当該通知の内容を掲示した件

○保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする森林所有者等の所 在が不分明であるため当該通知の内容を掲示した件

○道路の区域を変更する件三件

○都市計画事業の事業計画の変更を認可した件

○道路の供用を開始する件四件 公

○落札者を決定した件二件

○土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件

○福島県市町村職員共済組合の決算を公告する件

三九九

同

郡磐梯町

九月一日

館解町中央公民

午後四時まで午後一時三〇分から

午 ら 前 一 午前一一

時一

一五分か

境活用センター

北塩原村自然環

一時まで

풋 풀

午前一○時一五分まで

八月二七日

習センター北塩原村生涯学

午後四時まで午後一時から

午前一〇時三〇分か

村同

郡北塩原

壼

告

示

福島県告示第四百五十四号

検査を次のとおり実施する。 計量法(平成四年法律第五十一 号) 第十九条第一項の規定により、 特定計量器の定期

令和二年七月十七日

計量法第二十一条第二項の規定により、 知事が指定した場所で実施する検査 福島県知事 内 堀 雅

雄

午前一一時三○分まで

九月二日

湯川村役場

河沼郡湯川村

町 耶麻郡猪苗代

るものを除く。以下同 第三二九号) 第五条第 施行令(平成五年政令 非自動はかり(計量法 一号又は第二号に掲げ

じ。)、分銅及びおも で 午前一 5

午前一〇時三〇分か 時三〇分ま

午後一 一時三○分まで 時三〇分から 桁体育館 ノ沢体育館

同

八月二六日 猪苗代町役場

検

査 場

八月二五日

検査区域

所

対象となる特定計量器

- 検査の期日及び時間

	-	
喜多 方市	里 大沼 郡 会 津 美	喜多方市

午後一時から午前九時から	午後四時まで午後二時から	午前一二時まで午前一二時まで	午前一二時まで午前九時三○分から	上 大後四時まで 年後一時から 年後一時から 年後の時まで 年後の時まで	午後四時まで午後四時まで	午後三時まで午後三時まで分から	た前九時三○分から 年前九時三○分から 年前一一時三○分から	午後四時まで午後四時まで分から同
同	館	人の家	本郷庁舎 会津美里町役場	本庁舎	公民館 公民館 新鶴	育館	唇支所 唇支所	育館

町村

もの おり おり おり もの 検査を受けなかった

二一日まで(火曜日、

九月二三日から一〇月

所 福島県計量検定

午前九時三○分からで

九月一八日

納体育館 喜多方市熱塩加

曜日を除く。) 木曜日、土曜日及び日

午前一一時三〇分ま午前九時から

午後四時まで午後一時三○分から

民館 喜多方市松山公

午後二時三〇分まで

右に掲げる市

-	
一 特定計量器検定検査規則(
(平成五年通商産業省令第七十号)	
第三十九条第一項に規	
	-

午後三時まで

で

定する検査場所で実施する検査

会津美里町 郡湯川村及び大沼郡 同郡猪苗代町、河沼 塩原村、同郡磐梯町、 塩原村、同郡磐梯町、 塩原村、同郡磐梯町、	検査区域
非自動はかり、分銅及びおもり	対象となる特定計量器
日及び祝日を除く。)一〇月一日から一二月二	検査の期日

(計量検定所)

令和二年七月十七日

福島県告示第四百五十六号

安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、 次のように保

令和二年七月十七日

指定の目的 いわき市小名浜野田字峰岸二

保安林予定森林の所在場所

土砂の崩壊の防備

1 指定施業要件

立木の伐採の方法

主伐は、択伐による。

準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、 いわき市森林整備計画で定める標

間伐に係る森林は、 次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

全課及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保

森林保全課

福島県告示第四百五十七号

安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、 次のように保

令和二年七月十七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

四〇の二〇

字根小屋一四三、 保安林予定森林の所在場所 根小屋一四三、一四五、一四七、二八〇の二、二八一いわき市三和町下市萱字片岸二二九の一、字松ケ枝一三八の一三、

指定の目的

土砂の流出の防備

指定施業要件

立木の伐採の方法

1

主伐は、択伐による。

準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、 いわき市森林整備計画で定める標

(農村計画課 雄 2 (\equiv) 間伐に係る森林は、 次のとおりとする。

立木の伐採の限度 次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、 その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保

全課及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。

(森林保全課)

福島県告示第四百五十八号

福島県知事

内

堀

雅

雄

水産大臣から通知があった。 一十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第

令和二年七月十七日

福島県知事

内

堀

雅

雄

字大広沢甲二三七九の一から甲二三七九の三まで、甲二三七九の五、 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 喜多方市熊倉町新合字石高山甲二三七二の一、甲二三七二の二、甲二三七二の五、 甲二三七九の七

から甲二三七九の一○まで

保安林として指定された目的

水源の涵養

変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

主伐に係る伐採種は、定めない。

準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、 喜多方市森林整備計画で定める標

間伐に係る森林は、 次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

全課及び喜多方市役所に備え置いて縦覧に供する。 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保

(森林保全課)

福島県告示第四百五十九号

二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林 水産大臣から通知があった。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第

令和二年七月十七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

喜多方市上三宮町三谷字三坂ノ下一七九八、 七九九の一、 一七九九の二、一八〇

一、一七三一の二、一七三四から一七三六まで、一七四一、一七四二の一、一七四二イ、一八四○の二、一八四三、一八四四、字壇ノ越一七二九、一七三○、一七三一の一八一七の乙、一八一八から一八二一まで、一八三七から一八三九まで、一八四○の○から一八一四まで、字山本前一八一五の一、一八一五の二、一八一六、一八一七、

- 水源の涵養 一 保安林として指定された目的
- 変更後の指定施業要件
- 立木の伐採の方法
- 主伐に係る伐採種は、定めない。
- □ 主伐として伐採をすることができる立木は、喜多方市森林整備計画で定める標 準伐期齢以上のものとする。
- 間伐に係る森林は、 次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

全課及び喜多方市役所に備え置いて縦覧に供する。)(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保

(森林保全課)

福島県告示第四百六十号

県

八十九条の規定により当該通知の内容を福島市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不分明であるため、同法第百三十条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第 容の要旨は、次のとおりである

令和二年七月十七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

所在の不分明な者の氏名

通知の内容の要旨

- 保安林の指定施業要件を変更する予定であること。
- 2 の指定施業要件を変更する予定である件(令和二年福島県告示第三百八十八号)に1 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林 よること。
- り、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができるこ 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定によ

森林保全課

福島県告示第四百六十一号

定により当該通知の内容を会津美里町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨のうち次に掲げる者については、その所在が不分明であるため、同法第百八十九条の規三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第

は、次のとおりである。 令和二年七月十七日

福島県知事

内

堀

雅

雄

荒川吉英 長谷川磯次郎 所在の不分明な者の氏名 長谷川磯次郎

- 通知の内容の要旨
- 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 の指定施業要件を変更する件(令和二年農林水産省告示第千九十九号)によること。 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林

(森林保全課)

福島県告示第四百六十二号

課及び福島県相双建設事務所で令和二年七月十七日から二週間一般の縦覧に供する。て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道につ 令和二年七月十七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

		線 請戸浪江	路 線 名
双葉郡双葉町大字長塚	字本町三番一地先まで字本町三番一地先まで字本町三番一地先まで 双葉郡双葉町大字長塚 ア東東九〇番一地先から 郡浪江町大字両竹	先から 字寺内前一〇七番一地 双葉郡双葉町大字長塚	区
門大字長塚	一地先まで一地先まで上町大字両竹	○七番一地町大字長塚	間
変更後		変更前	の変変
後		前	更 更 別 後 前
A	В	A	○ 動
七・六~ 二、〇八四・六	五四 三·○ ○ ~	四二・六~	(メートル)
	三、	=,	· 延
八	〇 八	八	(メートル)
四 : 六	三、〇八八・〇	二、〇八四・六	ル)長

変 更 前

敷地の幅員

延

長

字本町三番一地先まで同一郡浪江町大字両竹ら	町 葉 本 東 郡 町 郡	か寺
	В	
		四 二 二
	=,	
	〇七六・二	
	一地 先 ま	В

(道路計画課)

て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道につい福島県告示第四百六十三号 課及び福島県会津若松建設事務所で令和二年七月十七日から二週間一般の縦覧に供する。 令和二年七月十七日

報

福島県知事 内 堀 雅 雄

	目浜崎線 県道熊の	路 線 名	
南三番地先まで同 郡同 村勝	ケ代一五沼郡湯川	区	
まで村勝常字村	九番地先か	間	
変更後	変更前	の 変 別 後	更
三三三 三三五 五 五 5	一三· 五 五	(メートル)	敷地の幅員
五. 五.	五五五	(メートル)	延
五 五 四 · 五	五 五 四 · 五	ル	長

(道路計画課)

て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道につい福島県告示第四百六十四号 課及び福島県相双建設事務所で令和二年七月十七日から二週間一般の縦覧に供する。 令和二年七月十七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、福島県告示第四百六十五号 次の道路 0)

(道路計画課)

	小 鳴 高 線 野	路 線 名
マ羽山前六三番二地先字羽山前六三番二地先字羽山前六三番二地先字原田五七番四地先まで 開田五六番四地先まで 開田五六番一四地先まで 開田五六番一四地先まで フ葉郡双葉町大字両竹 字増田五六番一四地先 おで マ	を	区
番 大 四 大 番 大 ア	一大五大四大本大字本大字中大字中生生 <td>間</td>	間
変更後	変更前	の変 更 別後
C B A	B A	
二六 四· ·○ ·○ · 九· ·○ 九·	二五 三. .○ 九~ 四~	(メートル)
一、〇八二・八二七九・〇二七九・〇	九七三・〇	(メートル)

設事務所で令和二年七月十七日から二週間一般の縦覧に供する。供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建 令和二年七月十七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一般国道	路
道 一 一 四	線
号	名
二同七双 番 番葉	供
一郡二郡地同地浪	用
先町先江町	開
· 大字権 ・ 大字権	始
現現	0
で 大字権現堂字六反 ら 大字権現堂字町場	区
反 場田 四	間
令	供
和	用
车	開
·七 月	始
→	の
七 目	期
н	日

(道路計画課

福島県告示第四百六十六号

令和二年七月十七日から二週間一般の縦覧に供する。設事務所で令和二年七月十七日から二週間一般の縦覧に供する。供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建

令和二年七月十七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

県	路
道長塚請戸浪江線	線
	供
九 同 番 双 番 一 葉	洪
一郡地郡地同先双	用
先まる 乗町-	開
大字中 大字長	始
野 塚 字 字	の
り 山 東	区
前九	間
	供
和	用
军	開
上 月	始
<u></u>	の
七 日	期
Ц	日

福

(道路計画課)

福島県告示第四百六十七号

設事務所で令和二年七月十七日から二週間一般の縦覧に供する。 供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、 次の道路の

令和二年七月十七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

路
線
名
供
用
開
始
の
区
間
供
用
開
始
0
期
日

県道広野小高線 双葉郡双葉町大字両竹字増田五二 | 令和二年七月一七日

同 郡同 町大字両竹字北細田 地先から

九番地先まで

(道路計画 課)

福島県告示第四百六十八号

供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県北建 設事務所で令和二年七月十七日から二週間一般の縦覧に供する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路

令和二年七月十七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

	線 県道上名倉飯!	路線
	坂伊達	名
	ら福	供
で市大	島市大	用
笹生字	笹生字	開
桜	Ιİ	始
畑三二	南五番	Ø
番三	地	区
地先	先か	間
	令 和	供
	_	用
	年七:	開
	月二	始
	$\frac{-}{\bigcirc}$	0
	$\stackrel{\smile}{\mathbb{H}}$	期
		日

(道路計画課)

事

福島県告示第四百六十九号

業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、 都市計画

令和二年七月十七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

都市計画事業の種類及び名称施行者の名称 田村市 田村三春小野都市計画下水道事業 (田村市流域関連

公共下水道)

事業認可の年月日 平成十年三月十三日

四三

事業施行期間 (変更前) で(平成二十七年四月一日から平成二十七年五月) 平成十年三月十三日から平成三十五年三月三十 二十日ま

日までの期間を除く。)

(変更後) 成二十七年四月一日から平成二十七年五月二十八日まで 平成十年三月十三日から令和七年三月三十一日まで(平

の期間を除く。)

事業地 収用の部分 都市計画事業の事業計画の変更を認可した件 (平成三十年福

Б.

使用の部分 同事業地のうち田村市大越町下大越字中田及び大越町上大越の各一部の区域を加える。字屋頭清水、字砂子田及び字上田中並ひに大起町コブ走』「日字屋頭清水、字砂子田及び字上田中並ひに大起町コブ走』「日 字薬師堂の各一部の区域を変更する。 字砂子田及び字上田|百五十六号)の事業地 [中並びに大越町下大越字上田地に田村市船引町船引字堰田、

の事業地に田村市船引町船引字堰

公

(下水道課

公告第149号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島ロボットテストフィールド 用ドローンアナライザーシステム開発業務の委託について、次のとおり落札者を決定し たので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年 政令第372号。以下「特例政令」という。) 第12条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規 則第17号) 第274条の11第1項の規定により公告する。

令和2年7月17日

堀 福島県知事 内 雅 雄

- 落札に係る特定役務の名称及び数量
 - 福島ロボットテストフィールド用ドローンアナライザーシステム開発業務
- 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

福島県商工労働部産業振興総室産業創出課ロボット産業推進室 福島県福島市杉妻 町 2 番 16号

- 落札者を決定した日
 - 令和2年6月8日
- 落札者の氏名及び住所

ciRobotics株式会社 大分県大分市東大道二丁目5番60号

- 5 落札金額
 - 88,000,000円
- 契約の相手方を決定した手続 6
 - 一般競争入札
- 特例政令第6条の公告を行った日
 - 令和2年4月28日

(産業創出課ロボット産業推進室)

公告第150号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のと おり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定 める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び福島県財務規 則 (昭和39年福島県規則第17号) 第274条の11第1項の規定により公告する。

令和2年7月17日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 落札に係る物品等の名称及び数量 1 緩衝ネット設備 1 式
- 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地 2 福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 落札者を決定した日 3 令和2年6月30日
- 落札者の氏名及び住所

株式会社東栄科学産業 宮城県仙台市太白区富沢四丁目8番29号

- 5 落札金額
 - 41,547,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日 令和2年5月19日

(入札用度課)

同同同同同同同理役就同同同監同同同同同同同同同同同同同同問理役 事別任 事別 退任した役員 そうま土地改良区

任した役員 下 横 遠 齋 齋 小 渡 渡 游 描 山 藤 藤 内 精 夷 内 精 贵 内 精 贵 一 弘 雄 善 彦 渡渡荒屋山目堀佐佐佐邊部 中田黒内藤畑 孝 精義市 安 正義保幸 一明 行 一幸彦 屋山目堀仲田黒内 久米本 佐 大 立 畑 堀 谷 氏名 坂 本

四

五番地

0)

0

相馬郡新地町杉目字飯樋六番地相馬市岩子字坂脇七三番地相馬市岩子字坂脇七三番地相馬市中村字川原町四三番地住所

相馬市成田字大作一六番地同市将田字南城一〇三番地同市将田字南城一〇三番地同市和上字遠藤一四四番地同市出下石字电局市上字遠藤一四四番地同市山上字遠藤一四四番地同市山上字遠藤一四四番地同市山上字遠藤一四四番地同市和上字遠藤一四四番地同市和上字遠藤一四四番地同市和上字遠藤一四四番地同市和上字遠藤一四四番地同市和上字南明一三四番地相馬市新田字南城一〇三番地相馬市新田字南城一〇三番地相馬市新田字南城一〇三番地相馬市新田字南城一〇三番地

番地

二八番地

公告第百五十 号

地改良区の名称

おり土地改良区の役員が退任し、 地改良法(昭和 和二年七月十七日 -四年法律第百九十五号)第十八条第十七 及び就任した旨届出があった。 項の

規定により、

次

福島県知事 内 堀

四

1五番地

0)

0

雅

同同同同監同同同同同同同 事

佐 小河 横 橘 水 荒 字 佐 男 西 山 茂 樹 一 養 弘 一 弘 男 一 和

同 市山上字遠藤一四四番地同 市山上字遠藤一四四番地同 市和上字遠藤一四四番地同 市石上字帶平二三一番地同 市馬場野字寺内一八五番地の一相馬市馬場野字寺内一八五番地の一 市新田字南城一○三番地の 市大曲字権浪四七番地の一同 市共曲字権浪四七番地の一同 市黒木字町一四番地

(農村計画課)

報

雑

福島県市町村職員共済組合理事長から福島県報への登載の依頼があったので、

次のと

福島県知事 内 堀 雅

雄

により、令和元年度の決算に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨を次のとおり公告す

福島県市町村職員共済組合 理事長 立 谷 秀清

福島県市町村職員共済組合公告

福島県市町村職員共済組合定款第5条の規定に基づき、令和元年度決算の要旨を公告する。

令和2年6月23日

福島県市町村職員共済組合 理事長 立 谷 秀 清

1 貸借対照表の要旨

(単位:千円)

	AUTO-											
ŕ	圣 理 区 分	短期	厚生年金 保 険	退職等 年 金	経過的 長 期	退職等年金 預託金管理	経過的長期 預託金管理	業務	保 健	宿泊	貯 金	貸付
資	流動資産	3, 412, 199	325			61,722	609, 608	692, 949	983, 450	506, 719	540, 662	138, 838
Ι.	固定資産					3, 528, 000	2, 325, 930	191		1, 859, 963	25, 105, 142	4, 189, 478
産	繰延資産									1, 895		
	資 産 合 計	3, 412, 199	325	0	0	3, 589, 722	2, 935, 538	693, 140	983, 450	2, 368, 577	25, 645, 804	4, 328, 316
負	流動負債	23, 140	325					1,646	4, 475	79, 748	23, 795, 444	
1	固定負債	973, 750				3, 589, 722	2, 935, 538	175, 928	29, 893	404, 334	35, 088	3, 579, 840
債	負債合計	996, 890	325	0	0	3, 589, 722	2, 935, 538	177, 574	34, 368	484, 082	23, 830, 532	3, 579, 840
Vlast	資本剰余金									1, 015, 038		
資	積立金											
本	利益剰余金	2, 415, 309						515, 566	949, 082	869, 457	1, 815, 272	748, 476
Ľ	資本合計	2, 415, 309	0	0	0	0	0	515, 566	949, 082	1, 884, 495	1, 815, 272	748, 476
	負債・資本合計	3, 412, 199	325	0	0	3, 589, 722	2, 935, 538	693, 140	983, 450	2, 368, 577	25, 645, 804	4, 328, 316

2	損益計	算書	詩の要旨
---	-----	----	------

(単位:千円)

希	圣 理	区(分	短	期	厚生年金 保 険	退職等年 金		経過的 長 期	退職等年金 預託金管理	経過的長期 預託金管理	業務	保 健	宿泊	貯 金	貸	付
収入	負担金			6,668	, 750	18, 419, 058	965, 0	10	137, 411			257, 454	208, 609				
	掛金			6, 762	, 559	11, 742, 195	964, 9	99					203, 343				
	施設収入	• 商品売	上											501, 129			
	利息及び	配当金			464					32, 488	2, 774	117	185	227	271, 420)	1
	その他の	*		907	, 255							110, 297	42, 722	46, 133	9, 51	3	53, 470
	他経理か		$\overline{}$									50, 196		70,000			
	前年度繰起		備金	990	, 685												
		計			_	30, 161, 253	1, 930, 0	09	137, 411	32, 488	2, 774	418, 064	454, 859	617, 489	280, 93	3	53, 471
l	給付			6, 431	, 709			4									
l	役職員給											160, 564	21, 455		17, 019	9	11,759
l	旅費・事	務費										20, 209	1, 998	4, 675	2, 48	7	1,085
支	商品仕入													503			
	飲食材料	費												114, 882			
	委託費											8, 906	8, 277	16, 785	56	3	
	支払利息									32, 488	2, 774				143, 54	3	34, 538
l	連合会払	込金		171	,007												3, 120
	負担金払	込金				18, 419, 058	965, 0	10	137, 411								
l	掛金払込	金				11, 742, 195	964, 9	99									
l	事務費負		金									114, 394					
出	連合会拠	出金		866	, 875												
	老人保健	拠出金															
l	退職者給	付拠出金			270												
l	他経理へ	の繰入金		50	, 196								70,000				
	その他の	1 1		7,042	, 201							86, 364	310, 746	519, 204	16, 14	3	14, 146
1	次年度繰起	_, ., .,	前金	973	, 750												
\bot		計	_	15, 536	, 008	30, 161, 253	1,930,0	09	137, 411	32, 488	2, 774	390, 437	412, 476	656, 049	179, 76	3	64, 648
差引	当期利益金又は	t当期損失金	(△)	△ 206	, 295	C		0	0	0	0	27, 627	42, 383	△ 38, 560	101, 17	5 🛆	11, 177